

ける選挙の全体的統制、文書の発行、選挙資金の蒐集

(1) 地区選挙対策委員会——選挙区内の各支部選出委員を以て構成、選挙闘争の遂行、府縣聯合會、總本部選挙対策委員会との連絡

尚選挙闘争を行はざる地方に於ては選挙違反の摘発、選挙批判のための活動を行ふべきであるが、之とは特別の組織を持たざるもそれは地方事情によるべきである。

(3) 府縣會選挙に於ける我組合の政策

我が組合は次の如き政策を以て選挙に當り大衆にアピールする。但し地方情勢と應じ或は他団体との協定によつて適當なる政策を加え、或は省略するも差支へない。スローガンに就ても亦同様である。

### 政策

○満十八歳以上の男女に公民権附與、居住期間制限の廢止○道府縣知事の公選○大選挙区比例代表制の實施、議員定員の増加、○府縣會召集権を議員に附與○選府縣令の廢止○無産階級運動に対する不當彈圧干渉反対○警察の閑與する小作争議防止委員会設置反対○官僚政治反対、行政の刷新、無産者の生活本位の地方自治の確立○地方債元金利子の支拂、低利借換

○義務教育費全額國庫負担○地方財政調整金の交付○警察費一般行政費の整理○水利組合、水害予防組合、耕地整理組合の負担軽減△車税、舟税、牛馬税の廢止、その他雑税の政廢△特別地税の廢止△小高業者の營業税の免除△戸数割、反別割の廢止△所得税、營業収益税、附加税の累進賦課(不均一課税率の設定)相續税附加税の創設、その他有産者負担の新税創設△有産者脱税の防止嚴罰△農村社會事業の擴張(1)無料托兒所の擴張(2)簡易診療所産院を多数設置すべし、醫師、産婆の公營(3)救護法適用の擴張(4)食困者、災害受難者に対する政府米の十分なる給付、(5)欠食兒童の給食、(6)用品の給付△農村経済施設の擴張(7)勤労者本位の農山漁村土木事業の擴張、(8)食糧、(9)食糧に対する農業技術指導(10)災害者に対する肥料農具の給付、(11)無利子生業資金の融通(12)公營の耕地開発、(13)食糧の移住、(14)公有林、(15)國有林の利用許可(16)産業組合の改革とその民主化(17)食糧本位の農事実行組合の組織とその奨励、(18)電氣事業公營、(19)電燈料金値下げ(20)小農食糧本位とする農村経済更生計劃の樹立(21)農産物検査を單式自由制とせよ、(22)勤労農民小額負担の元利のモラトリアム